

労働保険番号					氏名	平均賃金算定事由発生年月日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	山田太郎	平成26年1月6日
13	1	01	〇〇〇〇〇〇	000		

平均賃金算定内訳

※試用期間中に算定事由発生（満稼働ではない）

雇入年月日		平成22年4月1日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支払方法		月給 週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末日		
(A) 月・週その他一定の期間によって支払ったもの	賃金計算期間		1月1日 から 1月5日 まで	から まで	から まで	計		
	総日数		5 日	日	日	①	5 日	
	賃金	基本賃金		34,783 円	円	円	34,783 円	
		通勤手当		3,479			3,479	
		家族手当		1,740			1,740	
							0	
							0	
計		40,002 円	0 円	0 円	②	40,002 円		
(B) 日若しくは時間又は出来高その他の請負制によって支払ったもの	賃金計算期間		1月1日 から 1月5日 まで	から まで	から まで	計		
	総日数		日	日	日	①	0 日	
	労働日数		日	日	日	③	0 日	
	賃金	基本賃金		円	円	円	0 円	
		残業手当					0	
							0	
							0	
					0			
計		0 円	0 円	0 円	④	0 円		
総計		40,002 円	0 円	0 円	⑤	40,002 円		
平均賃金		賃金総額⑤ 40,002 円 ÷ 総日数① 5 =		8,000 円		40 銭		

最低保障平均賃金の計算方法

(A) の② 40,002 円 ÷ 総日数① 5 = 8,000 円 39 銭 ⑥

(B) の④ 0 円 ÷ 労働日数③ 0 × 60/100 = 0 円 0 銭 ⑦

⑥ 8,000 円 39 銭 + ⑦ 0 円 0 銭 = 8,000 円 39 銭

(最低保障平均賃金)